相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県長野市大字津野六七八番地、最後の住所東京都江戸川区篠崎町四丁目五番九号
長安寮
被相続人　亡　下川　忠司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月六日

事務所東京都千代田区麹町一―六―三クレール麹町ビル二階・三階・四階半蔵門総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　三浦　繁樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区松庵二丁目一〇九番地、最後の住所東京都杉並区松庵二丁目五番六号
被相続人　亡　安田　昌代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月六日

東京都千代田区二番町九番地八中労基協ビル三階紀尾井町法律事務所
相続財産管理人　弁護士　林　信行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都千代田区四番町四番地七、最後の住所東京都新宿区西新宿八丁目一四番一七―二〇九号
被相続人　亡　伊東　初子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月六日

宿セブンビル二〇一加園法律事務所
相続財産管理人　弁護士　加園　多大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区若松町七三番地、最後の住所東京都新宿区赤城下町五三番地やまぶき舎
被相続人　亡　川井百合子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月六日

東京都港区北青山三丁目六番七号青山パラシオタワー六階佐藤総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　名古屋聡介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区亀戸五丁目一七八番地、最後の住所東京都江戸川区東小岩四丁目四番五―三〇一号
被相続人　亡　**芽**沢　修

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月六日

東京都新宿区三栄町二三―一ライラック三栄ビル三階わかばの風法律事務所
相続財産管理人　弁護士　酒井　桃子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県大町市平八六二番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　工藤　雅男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月六日

事務所長野県安曇野市豊科南穂高一二二八番地二斉藤ビル二〇一
相続財産管理人　弁護士　宮澤　幸平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県羽島郡笠松町円城寺一四五三番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　樋口　幸二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月六日

岐阜県羽島郡笠松町月美町八五番地
相続財産管理人　野々垣　隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県賀茂郡松崎町南郷二五七番地、最後の住所静岡県賀茂郡松崎町江奈一五七番地
被相続人　亡　土屋　静男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月六日

静岡県下田市東本郷二丁目九番一五号　伊豆新聞社ビル三階
相続財産管理人　弁護士　山田　圭太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市千種区上野二丁目四番、最後の住所名古屋市名東区猪子石一丁目二〇三番地の一〇　三旺マンション第一〇名東五〇二号
被相続人　亡　辻　謙蔵

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月六日

名古屋市中区丸の内二丁目一八番二二号三博ビル五階名古屋第一法律事務所
相続財産管理人　弁護士　夏目　武志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍中国、最後の住所京都市南区東九条西山町二六番地の一四　被相続人　亡　薛　玉蘭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月六日

京都市左京区東丸太町三二―三　上田ビル二F
相続財産管理人　行政書士　上田　覚順

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.niigata.misawa.co.jp
（乙）下記のとおりです。

平成二十六年一月六日

新潟市中央区関新二丁目一番五三号
（甲）ミサワホーム新潟株式会社
代表取締役　杉田　辰雄

富山市千歳町三丁目四番一六号
（乙）ミサワホーム富山株式会社
代表取締役　諸橋　正志

第７期決算公告

平成26年1月6日

富山市千歳町三丁目４番16号
ミサワホーム富山株式会社
代表取締役　諸橋　正志

貸借対照表の要旨

（平成25年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	779,848
	固定資産	199,420
	資産合計	**979,269**
負債及び純資産の部	流動負債	810,393
	（賞与引当金）	(7,700)
	（完成工事補償引当金）	(4,828)
	（その他）	(797,865)
	固定負債	108,615
	（退職給付引当金）	(14,845)
	（役員退職慰労金引当金）	(2,975)
	（その他）	(90,795)
	負債合計	**919,009**
	株主資本	60,260
	資本金	100,000
	利益剰余金	△ 39,739
	（その他利益剰余金）	(△ 39,739)
	（うち当期純利益）	(2,800)
	純資産合計	**60,260**
	負債・純資産合計	**979,269**